実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|----------|----------|
| 三木市 | 志染町 井上地区 | 2022.2.6 | |

1 対象地区の現状

| 1 | 地区内の耕地面積 | 31.38 | ha | |
|---|--|-------|----|--|
| 2 | アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 25.50 | ha | |
| 3 | ③ ②のうち65才以上の農業者の耕作面積の合計(中心経営体に貸付済を除く。) | | | |
| | i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 6.80 | ha | |
| | ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 0.00 | ha | |
| 4 | 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 12.20 | ha | |

(備考) 25.5haの内訳

(1) 中心経営体耕作面積

8.3ha

(2) 個人借受(含自作分)耕作面積

2.9ha

(3) 自作耕作面積

14.1ha

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」 欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

その他

0.2ha

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

地区内耕作者の約61%(23人中14人)が65歳以上で高齢化が進むほか、酒米栽培の盛んな当地区では、山田錦の減産等の社会的背景から、離農化ひいては荒廃化が進む農地の増加が懸念されている。また、65才以上で後継者の定まっていない農業者の耕作面積が6.8haあり、将来的に耕作放棄地となる恐れがある。

このため、現在の耕作状態を維持するためには、新たな担い手が必要であり、認定農業者である㈱Aが地区の中心経営体(担い手)となることが期待されている。

今後は、㈱Aへの農地の集積を進め、継続的・安定的な営農による適正な農地管理を推進するため、農地の保全や活用について地区全体で協議を進めていくことが必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

井上地区の農地集積は、中心経営体である認定農業者(㈱A)と認定新規就農者(B氏)に加え、個別に受託可能な農業者2名を中心に集積を進める。なお、中心経営体が農地を耕作しやすい条件整備を進めていく。また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者があれば、その受け入れについても検討する。

中心経営体である認定農業者㈱A及び認定新規就農者(B氏)の受託する農地は、農地中間管理機構(公益社団法人ひょうご農林機構)と連携した集積を推進し、以後も農地管理を委任する農地については、農地中間管理機構を介した利用権設定を推奨する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

| 属性 | 農業者 (氏名·名称) | 現 状 | | 今後の農地の引受けの意向 | | | |
|-----|----------------|----------|---------|--------------|----------|------------|--|
| | | 経営作目 | 経営面積 | 経営作目 | 経営面積 | 農業を営む範囲 | |
| 認農法 | (株) A | 水稲・野菜・大麦 | 7.92 ha | 水稲・野菜・大麦 | 20.00 ha | 水稲・大麦・作業受託 | |
| 認就 | В | 施設野菜 | 0.38 ha | 施設野菜 | 0.50 ha | 施設野菜 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | 団体 名 | | 8.30 ha | | 20.50 ha | | |

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、 法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。 注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【 農地の貸付け等の意向 】

令和3年度中に約25.5haを中間管理機構を通した貸借を行う。

その内、将来、離農を考えており、貸付け等の意向が示される可能性のある農地は、98筆、約11.3haとなっている。(既に貸付け済の農地は除く)

【 農地中間管理機構の活用方針 】

井上地区における経営農地の将来的な集約化を目指し、農地中間管理機構を活用して、中心経営体の経営規模拡大を推進する。

但し、借り手がつかない場合等は、地域との協議、同意のもとに農地中間管理機構を活用して外部の生産者を受け入れ、継続的な営農と適正な農地管理を推進する。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合においても、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構との連携を進める。

【 基盤整備への取組方針 】

地区内の基盤整備事業はすでに整備済であるが、今後は、境界間仕切りブロックを撤去するなど農作業の効率化を図り、農地集積・集約化を推進する。

【 新規·特産作物の導入方針 】

酒米の最高品種「山田錦」の生産を継続しつつ、毎年変動のある作付面積に対応するため、小粒種や大 麦の生産へ切り替えるほか、必要に応じて高収益作物への転作に取り組み、特産作物としてのブランド化 と生産者の経営安定を目指す。

【 鳥獣被害防止対策の取組方針 】

地域において有害鳥獣被害の頻発するエリアを把握し、兵庫県猟友会三木支部と連携しつつ個体数の減少を図る。また、放置果樹や目撃場所を把握し、市と連携し電気柵等の設置により防除対策に取り組む。

【 災害対策への取組方針 】

鳥獣害のほか、風水害、高温害等の被害防止のため、セーフティネットとして農業共済制度や収入保険制度等への加入を促進する。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

| 農地の所在(地番) | | 貸付け等の区分(㎡) | | | |
|-----------|-------------|------------|------|----|--|
| | | 貸付け | 作業委託 | 売渡 | |
| 1 | 三木市志染町井上 番地 | | | | |
| 2 | 三木市志染町井上 番地 | | | | |
| 3 | 三木市志染町井上 番地 | | | | |
| 4 | 三木市志染町井上 番地 | | | | |
| 5 | 三木市志染町井上 番地 | | | | |
| 6 | 三木市志染町井上 番地 | | | | |
| 7 | 三木市志染町井上 番地 | | | | |
| 8 | 三木市志染町井上 番地 | | | | |
| 9 | 三木市志染町井上 番地 | | | | |
| 10 | 三木市志染町井上 番地 | | | | |
| | 計 | | | | |

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。